

平成24年11月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成24年度11月21日(水) 三好市教育委員会 会議室
開会 午後14時00分
閉会 午後15時25分

(2) 出席委員の氏名

委員長 小松 正 委員長職務代理者 岡本 佳代子
委員 谷 敏司
教育長 倉本 淳一

(3) 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

◆出席職員

教育次長 田岡 啓子
学校教育課長 伊原 清幸 スポーツ健康課 辺見 進一
学校教育課企画監 湊 政己 文化財課長補佐 加藤 昌子
生涯学習課主査 山本 朱美 生涯学習課主任 石井 敦大
教育指導主事 喜多 雅文

(4) 傍聴人 0名

(5) 議事録署名者の指名

岡本 佳代子 委員

(6) 報告事項

①教育長等の報告要旨

(倉本教育長)

10月28日、西井川小学校で校舎建設説明会を実施いたしました。岡本委員さんにご出席いただきました。前にも説明しましたように、敷地が非常に狭い中で木造建築と集会所を残すことはご理解をいただいて、その中で教室等をどう配置するかについて説明をいたしました。基本的なことについてはご理解を頂いたと思っております。後日、また外観を中心とした説明会を行う予定です。岡本委員さんには、すでにご案内を差し上げてお

ります。よろしくお願ひします。

10月30日、美馬市の教育委員会で管区別教育長会が開催されまして、出席をいたしました。ここでは、県の教育委員会より着実な学校運営、学校経営の推進。それから、人事管理、文書管理の指導、指示、管理職登用等についての説明がありました。今年の管理職登用は昨年とほぼ同様で、校長が大体35名くらい、教頭は45名くらいというようなお話がありました。勤務評定等について事務的なお話もございました。

10月30日、幼稚園長会を行いました。幼稚園の園長会では、特にお願いをしたことは幼稚園教育の充実について小中学校がしているようなオンリーワン、ステップアップの導入をして、特色ある幼稚園作りをして欲しいということ、そのためには教育過程、教育計画の再点検と見直しをお願いしたわけです。それから、幼・小の一体化の経営を進めて欲しいとか、その他勤務時間と言いますか、登園、降園時間のこととか午後保育のことなどの話をさせていただきました。

11月6日、市町村教育委員会等研修会、小松委員長さんと岡本委員さんと我々が出席いたしました。午前中は板野町の教育委員会と北島町の教育委員会からの発表がございまして、午後は文部科学省の蛭名課長から就学前教育のご講演がありました。大変参考になりました。

11月8日、9日、神戸市で文部科学省主催の市町村教委研究協議会がございまして、私と伊原課長と喜多指導主事の3人で行ってまいりました。主なテーマは防災教育ということで、神戸市の大震災から昨年の東日本大震災についてのいろいろの実践方法等々がございまして、参考になったと思います。両方とも資料は持って帰ってきておりますので、ご覧になっていただければと思います。

11月14日、優良公民館視察に徳島市へ行ってまいりました。加茂公民館と、西富田公民館を視察させていただきました。いまからどんどん学校が休校、廃校になっていく中で、学校を中心とした地域作りから、公民館を中心とした地域作りが求められるということで、三好市の公民館活動もどうしていくかということで、優良公民館の活動状況を見学させていただきました参考になりました。

11月19日、社会体育施設整備基本構想策定委員会を総合体育館で開催いたしました。これは後で担当課より報告をさせていただきます。

11月21日、本日ですが、議会運営委員会で体育館の事故についての報告をさせていただきました。これも後で次長の方よりご報告させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

行事予定ですが、11月27日と28日の二日間、池田総合体育館で文化芸術体験事業、これは文化庁が主催をします次代を担う子どもの文化芸術体験事業で、東京合唱団による音楽会を開催いたします。27日が小学校、28日が中学校でございまして。もし、時間があれば一緒に鑑賞していただければと思います。

12月1日、保健センターで学術・文化学会講座。今回はいよいよ歴史の内容に入ります。

して、前脇町高等学校の下川清校長先生がしてくれることになっております。

12月5日、市民大学講座を中央公民館で開催いたします。閉講式も含めて今年度の最終の市民大学講座となります。翌日になりますが、同じく中央公民館で1人芝居の公演「天の魚」があります。石牟礼道子さん原作を脚本化してやられるとのこと。池田中学校2年生を招待しております。水俣病についての芝居ですので、人権教育公演ということになります。

次回の定例教育委員会ですが、議会の日程の関係で、19日の水曜日はどうでしょうか。

(委員)

大丈夫です。

(倉本教育長)

では、19日の水曜日でよろしくをお願いします。

以上でございます。

②池田総合体育館舞台設備落下事故について

(田岡次長)

池田総合体育館舞台設備落下事故について報告いたします。

この事故につきましては、委員の皆様方には大変ご心配をおかけしております。また、報告がおそくなりお詫び申し上げます。

それでは、資料をご覧ください。

まず、事故発生日時ですが、平成24年10月16日(火)、午後3時30分頃。事故発生場所は、三好市池田町マチ2551-1 池田総合体育館メインアリーナです。所管課は、教育委員会スポーツ健康課、指定管理者は、いけだスポーツクラブです。

事故の発生状況ですが、総合体育館の舞台にありますバトン昇降装置に防球ネットを張る作業中の事故であります。被害者が防球ネットを舞台バトンに取り付けようと、バトン昇降装置を操作していたところ、錘、約10kgがはずれ落下し、下で作業していた被害者に当たり怪我を負いました。池田スポーツクラブ職員がその場で救急車を呼び対応致しました。

被害者の状況ですが、被害者は池田高校1年生です。傷害の程度は、顔面の骨折等あります。治療の経過ですが、救急車で搬送後、数日間入院、退院後は10月29日から登校しており、現在週1、2回程度通院している状況です。先週、精密検査により、異常なしということで、部活動にも参加している状況です。被害者の状況に関しましては、高校生が女生徒でもあるということで保護者の方の配慮もしていただきたいというご意向もありましたので、この程度の報告ですがご理解いただきたいと思います。

事故の原因についてですが、昇降機に取り付けられていた錘の固定ねじの緩みが原因であり、昇降装置のメンテナンスが不十分であったためであります。但し、この事故原因に

については現在も調査中であります。

再発防止策等についてですが、1992年オープン以来、池田総合体育館舞台装置の点検は、未実施の状況でありました。11月9日舞台装置について総点検を実施、不備な箇所について修繕等に対応致しました。今後は、指定管理者への指導も含め、定期的な点検を実施いたします。

また、市内の社会体育施設や学校体育施設等についても、安全確認及び安全点検を実施しております。

その他として、事故による安全点検等に関する予算については、現計予算内で対応する予定です。

- ・舞台装置保守点検委託料 309,750円
- ・舞台装置修繕料 454,125円 の支出が予定されています。

保険に関しましては、日本スポーツ振興センターの保険が適用となるため、現在申請中であります。また、見舞金については、いけだスポーツクラブ、教育長によるお見舞いをしております。今後、市としての見舞については、誠意をもって対応していきたいと考えております。

これに関しまして質問等がありましたらお願いします。

(岡本委員)

点検ってどれくらいでしたらいいのでしょうか。

(辺見課長)

点検ということで、法律的な区分はないのですが、業者の方からは点検を勧めるというような形で指針は出ているようですが、法律的には義務はないようです。その中で、1年に1回とか、何年に1回とかというような業者からの勧めはあります。ワイヤー、ロープにつきましても、消耗品ということで業者の方では10年がきたら取り換えをした方がいいということです。実際、ワイヤーが2割程度切れていた時に落下する危険性はないですが、ワイヤーが10本、20本よっているところでその中の2割程度切れたら早急に取り換えというようなことしか、今のところではわかりません。

総合体育館はロープを吊り上げてしているのですが、ロープが7%くらい細くなったら取り換えた方がいい。それから、ワイヤーが折れたりする場合、著しい型崩れ、ワイヤーの腐食という時に取り換えた方がいい。

(岡本委員)

点検は素人が見てもわからないので、当然業者に委託して、してもらうことになりませよね。

(辺見課長)

今回、事故がありまして、その後点検していただきまして3箇所程、修繕が必要なとこ

ろがあり、取り換え工事が終わったところです。その後、どれくらいで点検して、取り換えていくかを業者と話をして今後決めていきたいと思います。10年に1回という形なので、毎年というのはどうかと思いますので、業者さんとの話合いの中で何年に1回したらいいか話を進めていきたいと思います。それから、点検につきましてはいけだスポーツクラブの職員の方でも確認、点検をしていきたいと思います。

(倉本教育長)

一応、毎月20日を点検日にしようと決めております。新しい時と古くなった時はやはり違う。新しい時は3カ月に1回くらいして滑り具合とかを見る。業者は毎年した方がいいとの話かもしれませんが、先程の話でもありましたようにちょっと見るだけで30万円必要です。これもなかなか難しい話になりますので、さっき言われたように針金がちょっととか言われた時に、状況を見ながら専門家に相談して、そして何年かに1回は点検をしなくてはいけないと思うのですが、業者とも相談をしていく必要があるのかなと思います。

(岡本委員)

こういう装置があるのは池田の総合体育館だけですか。

(谷委員)

他に同じような施設はあるのですか。

(辺見課長)

その後、社会体育施設についてスポーツ健康課で点検した結果、池田総合体育館の錘を使うような形式については、池田第一中学校の体育館で緞帳だけある。それ以外のところについては、自分達で引っ張って使用するような形式であります。学校の方へもお願いして点検していただいたのですが、錘の形式のところはありません。けっこう大きな舞台でないとは錘は使ってない。池田総合体育館につきましては、照明が250キロくらいある。250キロもあると人の力だけでは上げ下げ出来ませんので、錘を使う昇降装置になっております。

(谷委員)

池田第一中学校は休校になっているのですか。

(倉本教育長)

廃校になっていますが、体育館は使っています。教育委員会の職員が行って点検してくれているのですが、緞帳も撤去した方がいいのではないかという話も出ている。

(田岡次長)

その方が安全だと思います。

(倉本教育長)

井川も井内に体育館があります。

(岡本委員)

井内の体育館ももう使っていないのではないですか。あの体育館は荒れていると思いますが、申込はあって使われているのですか。

(辺見課長)

井内の体育館につきましては、フットサル、バレーボールなどが少々使っております。舞台装置についてはもう使っておりません。それから池田第一中学校につきましても、舞台装置につきましては全く使用がないということです。

(岡本委員)

これと前にも言いましたが、体育館施設で特別なのが、王地小学校の舞台です。可動式になっており、閉じるようになっている。私が在任時につけた物で、いつも気になっているのですが、簡単なものでボタン1つで電動でゆっくりと開く。ボタン1つなので、子どもでも出来るのですが、ただゆっくり開いたり閉じたりするので、子どもは面白がって下に潜ってみたりするが、もしかしたら巻き込まれるかもしれない。また、子どもだけで開閉させることがないようにかならず教師が操作するようにして子どもを近づけないように是非もう一度、王地小学校へは徹底して指導してもらいたいと思います。付けた当初はみんなが配慮するが、月日が経って職員も次々と変わるので、だんだんに薄れてくる。

(倉本教育長)

総合体育館のサブアリーナも舞台が降りようになっていますよね。

(伊原課長)

壁に設置されているものを引き出すようになっています。

(岡本委員)

あれは収納ですか。

(伊原課長)

はい。収納になっています。

(岡本委員)

サブアリーナは子どもではなく大人が操作すると思いますが、学校の場合は子どもが使うもので卒業式とか発表会の時に舞台を降ろすのですが、電動でスイッチを入れるとそれが自然にこういう具合になっているのです。舞台がこういう具合に閉じていてこれが、こういう具合に開いて壁にぴったりくっついている。こういう具合に開いて舞台になるが、ゆっくり動くので間がある。子どもが潜って遊びたくなる。舞台が下になったら下の隙間には入れないようにふたをしますが、操作を子どもがしたり、その辺で遊んでいたら危ない。ああいう装置は学校で付けているのは西日本で2校目だと業者が言っていたので非常に珍しい。王地小学校は体育館が狭いのでやむをえず、改修工事の時につけてもらった。是非、関連して王地小学校へはお願いしたいと思います。

(小松委員長)

学校関係とか教育委員会関係の事故で、同じようなものを見直したとか、今回も錘があるようなものを見直すというような話は多いのですが、そもそもなぜこういったことが点検されていないのかという、そこのところを突っ込んでもらわないと、何か事故が起こったらそれについて調べます、また別の事故が起こったらそれについて調べますということ

だと、同じようなことをしているなと思います。今回のことについても点検をしなければいけないということですが、新しい体育館なりいろいろな設備を購入した時にその点検基準はどのように作るようになっているのかを第一に言うのではないかと思います。教育委員会それから学校への安全管理、具体的に書いた安全管理基準を作る元の基本と言いますか、そういうのできっちりしておかないと、いつがきても後追いにしかなりません。今回、もう少し範囲を広げて、こういったことはないかとか見てもらわないといけない。この間も非常に小さい問題ですが、たまたま数日前に紅葉が綺麗だからと散歩道の山道を通った帰りに太刀野分校へ行きました。草は綺麗に手入れして管理してくれているなと思ったのですが、遊具がそのまま置いてありました。その中で気になったのは、鉄棒の前に逆上がり台があるのですが、木が腐って引っ張ったら抜けるようなものがありそれをそのまま置いていた。私の孫娘も来たらその遊具などをよく使っていた。これは除けていただかないと何かの時に事故を起こす可能性があると思います。それ以外にブランコや滑り台などはちゃんとしていたが、やはりその中でも廃校、休校になった時の遊具の取り扱いだとか、それ以外にもう1つあったのは一輪車が置いてありましたが、分校の時に小学生がよく乗っていました。幼稚園の子も使っていないと思いますが、よく見るとペダルのところが悪く壊れていたり、タイヤがその前にダメになっていた。今、それを使って遊ぶ子はいないと思いますが、休校の時に片付けてくれている方が安全だと思いますし、なぜこういうものを整理しておかないのかなと思います。そういう面で、安全基準の基準を一度見直していただかないとこのままでは心配です。出来ましたら、起こった事故に類するだけでなく本当にその元の管理基準、事故が起こらないようにどういう具合に安全基準を作っているのかと、安全基準を作る元のところまでいってもらわないと心配です。もちろん担当者の方は一生懸命しておられると思いますが、担当者だけでなく、それ以外の幅広い分野の人が来ていろんな意見を出すようにしておかないと安全管理の基準は変わってこないのではないかなと思います。例えば、評価した時の点数だとか、安全管理は何点くらいのところで管理出来ていますというのではなかなか上がってこないのではないかなと思います。

(岡本委員)

学校は毎月、学校安全の日というのがあって遊具とか校舎の床、壁はどうかとか項目を挙げてチェックしているが、今言われた休校、廃校になった学校は特に誰でもが触れるところに危険なものがあるとか、壊れた遊具があるのは私も問題だと思います。廃校の学校の話ではなく使っている遊具ですが、登り棒の上は高いですね。高いところを支えているところが腐食して、登っている時に倒れたことがありました。慌てて業者に全部の遊具の腐り具合を見てもらったことがありました。なかなかそういうことは常に使ってもそこまで点検が出来ていなかったかなと思います。幸いにも怪我はありませんでしたが、いろいろなところに危険がありますので、点検日だけでなくちょっと危ないと思うところは常に職員が意識して、早め早めに対策していかなくてはいけないと思います。今言われた休校や廃校になったところは、こういう機会に遊具とか危険なところはどうかと1回

点検してはどうでしょうか。私の近所にも子どもは全然いないのに、ちょっとした空き地に遊具がありますが、危ないので何年か前に除けました。井川町時代でしたが地元の人達が危ないので除けてもいいと言って除けましたが、休校や廃校になったところはどうでしょうか。小松委員長さんの話を聞いて、危険だなと感じました。

(田岡次長)

安全基準見直しも含めて、今回12月議会で学校の廃校条例を出しておりますので、管理は管財課へ担当が移りますが、教育委員会側と協議しながら取り組んでいくのではないかなと思います。

(倉本教育長)

使えない遊具や一輪車などは廃棄処分したらいいと思います。使えるものは、1年2年経ったときに、他の学校が使う場合があり、それは有効活用になります。

(岡本委員)

一般の人が休校・廃校の学校へ行って誰でも使えるような状態にしないで、ちゃんと保管するとか、休校になった時点で1年1年経つと劣化してくるので、必要なものは今ある学校で有効活用してもらおう。

(倉本教育長)

学校だけではなく、遊具については遊園地などでも事故がありますので、それについてはこちらで検討させていただきます。

(小松委員長)

この件についてはよろしいでしょうか。

(委員)

大丈夫です。

③ 太刀野山小学校廃校について（11月15日 地元説明結果）

(伊原課長)

前回に休校を廃校にするとお話をさせていただいたのですが、地元要望で廃校にして欲しいと他の学校では要望が出ていたのですが、太刀野山小学校については地元での廃校についての要望は出ないという話でした。11月15日に、改めて地元の方から地域振興課と学校教育課の方で廃校についての話をしたいということで、私が出向きましてお話をさせていただきました。地域の皆さんの意見は、廃校を教育委員会が決めるのであれば了承します、改めて地元から廃校を要望する文書は出しませんということで、了解をいただいて、手続きと申しますか、太刀野山小学校区の各家庭へ廃校を決定いたしましたのでご理解くださいという趣旨の文書を各個に配布するということになりました。その文章もすでにお送りして、地元の自治会長さんが各戸に配布をしていただけるということで、太刀野山小学校の廃校については地元のご理解をいただいたということでございます。この件に

についての報告は以上です。

(小松委員長)

以上で報告事項は終わります。

(6) 議題および議事の概要

【議題】

- ① 10月定例会議事録の承認について
- ② 三好市立学校設置条例及び三好市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- ③ 三好市スポーツ施設整備基本構想策定委員会設置要綱について
- ④ 三好市給食センター整備方針について
- ⑤ 三好市教育委員会が設置する防犯カメラの管理運用に関する要綱について
- ⑥ 白地児童クラブについて
- ⑦ その他

(小松委員長)

議題の方に入りたいと思います。議題1、10月定例会議事録の承認についてです。議事録は事前に送っていただいておりますがよろしいでしょうか。

(委員)

はい。大丈夫だと思います。

(伊原課長)

今回の分も次長、教育長の方で中身の確認をしていただいて直しがありますので、今日は署名をいただく状態ではないのですが、まだ訂正が最後まできちんと出来ておりませんので、署名につきましては次回のときをお願いします。

(小松委員長)

続きまして、議題2、三好市立学校設置条例及び三好市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてです。よろしくをお願いします。

(伊原課長)

先程の太刀野山でもお話をさせていただきましたが、今度の12月議会で改めて市議会の方に条例案、三好市立学校設置条例、同じく三好市立幼稚園設置条例の一部改正をする条例について、資料にありますような内容で市議会の方に提案をさせていただくということになります。

(小松委員長)

小学校は12校ですかね。

(田岡次長)

12校になります。

(小松委員長)

これにつきましては、先月の説明通りでよろしいでしょうか。

議題2は承認ということでよろしくをお願いします。

次に議題3、三好市スポーツ施設整備基本構想策定委員会設置要綱について説明をお願いします。

(辺見課長)

資料の方の説明をしたいと思います。平成22年度にスポーツ健康課でスポーツ振興計画を策定しておりまして、その後、三好市のスポーツ施設整備基本構想ということで策定委員会を設置いたしております。平成24年11月19日、第1回目の委員会を開催いたしました。

設置の目的といたしまして、本市の体育施設のあり方及び整備方針を策定するため、三好市スポーツ施設整備基本構想策定委員会を設置する。

組織につきましては、策定委員会は20名以内、策定委員会の委員につきましては、関係団体の代表者またはその団体から推薦を受けた者、2番は学識経験者、3番はその他教育長が必要と認めるもの。

任期につきましては、委員の任期は、方針の策定までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。2番は、前項の規定にかかわらず、前条第2項第1号の委員がその職を失った場合は、任期中でも委員の職を失うものとする。

委員長及び副委員長につきましては、第4条の委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。委員長は会務を総括し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。この第4条の関係で、19日に第1回委員会を開催しました。資料の裏側に名簿がありますが、番号の1番、三好市体育協会会長の佐川伸一郎さんが委員長、7番の三好市中学校長会の渡邊英典さんが副委員長ということで決定をしております。

会議につきましては第5条、委員会の会議は委員長が召集し、その議長となる。2番、委員長は必要に応じ会議に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。3番、会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。4番、会議は原則として公開とするが、出席委員の3分の2以上で議決したとき非公開とすることができる。

庶務につきましては、スポーツ健康課で行う。

その他につきましては、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は教育長が別に定める。

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。三好市スポーツ施設整備基本構想

策定委員会を設置いたしましたので、報告を終わります。以上です。

(倉本教育長)

申し訳ありませんが、本来ならばこれを諮ったのちに第1回の委員会を開くはずだったのですが、日程調整でどうしても報告出来ずに先に開催となってしまいましたがお承認をいただけたらと思います。

(辺見課長)

当初は、もっと後だったのですが、日程が取れませんでしたので、ご了承ください。

(小松委員長)

どうでしょうか。

(委員)

はい。いいと思います。

(小松委員長)

では議題3については承認ということでよろしくをお願いします。案を消してよろしいですね。ここで決定になるのですよね。

(倉本教育長)

そうですね。

(小松委員長)

議題4、三好市給食センター整備方針についてです。よろしくをお願いします。

(辺見課長)

三好市給食センター整備方針につきまして、ニタコンサルタントと契約をしており、今年度末までに三好市給食センターの整備方針を取りまとめていく。

資料の方ですが、1番、三好市の既存の給食センターの概要を把握し、現状における問題点・課題を整理する。また、これまでの検討経緯を整理する。

2番、将来予測と必要施設規模の算定。(1)児童生徒数の推計、(2)施設面積と給食数の整理。

3番、敷地条件の整理、候補敷地について、立地条件等を整理する。また、各学校への配送時間を検討して整理する。

4番、関係法令等の整理、給食センター整備に関して、HACCP、学校給食衛生管理の基準、大量調理施設衛生管理マニュアル等、各種基準を整理する。このことにつきましては、平成21年4月に基準が大幅に見直されまして、統合についても関係すると思います。また、三好市の給食センターが昭和44年、井川の給食センターが昭和47年、それぞれ40年以上経過しておりますので、新しい給食センターを考えていかなければいけないというようなことで、進めております。

5番、導入機能の検討。近年の事例、三好市におけるニーズ等を踏まえ、給食センターに導入すべき機能について検討する。

6番、基本方針の設定。三好市給食センターの基本方針を設定する。

7番、配置計画の作成。検討事項を踏まえ、ゾーニング計画及び配置計画（案）を作成する。

8番、概算事業費等の算出。（1）概算事業費の算出。事例等から工事費、実施設計費、工事監理費を算出し概算事業費を求める。（2）ランニングコストの算出。施設運営にあたってのランニングコストを算出する。

9番、施設整備に向けた課題整理。施設整備に向けて、立地面、衛生面、エネルギー面等から課題の整理をおこなう。

資料の裏側を見ていただいて、計画準備、現状把握、将来予測と規模算定、敷地条件の整理、基本方針の設定、配置計画案の作成、概算事業費等の算出、施設整備に向けた課題整理、報告書の作成という流れを進めていきたいと思います。次に関係法令等といたしまして、学校給食衛生管理の基準、大量調理施設衛生管理マニュアル、HACCP。それから、教育関係法令等、建設関係法令等があります。整備方針につきましては今年度末までに出来ましたらお知らせしたいと考えております。以上です。

（倉本教育長）

これは何を教育委員会で了解してもらうのですか。

（辺見課長）

ゆくゆくは統合に向けたことについて、それから契約したということと、統合の整備方針を報告させていただきたく、報告させていただきました。

（小松委員長）

契約したということですが、どこに統合してどこに作るというのは白紙の状態なのか。契約の前提として具体的なルールがあると思います。

（辺見課長）

敷地の方は州津です。

（倉本教育長）

敷地の問題はお話しているのでしょうか。箸蔵小学校を出たところの場所に作るという話です。

（小松委員長）

その話は聞いているのですが、その後、中央構造線の話がどうなのかなと思います。

（谷委員）

あの土地は決定なのですか。

（倉本教育長）

いまのところあの場所しかないです。

（谷委員）

お聞きはしましたが、決定かどうかは知りませんでした。

（倉本教育長）

一応、そういう方向です。ただ、今おっしゃったように、中央構造線から片側20メー

トルくらいの幅が必要ということです。箸蔵小学校のあたりが通っておりますので、どうなのでしょう。大丈夫なのでしょう。

(小松委員長)

断層自体は、線ではない。断層自体にも幅があります。

(辺見課長)

県の方の資料を見たら、ギリギリは超えてるかなと感じました。橋のところから10メートル、15メートルくらいのところを線が通っているのですが、それから南に向いてすぐの県道のところは博愛会が建物を建てるそうです。そこから20メートルか25メートルくらいのところから給食センターの予定。30～40メートルくらいは離れていると思います。

(小松委員長)

断層の調査はするのですか。

(辺見課長)

断層については、これだけ離れていたら問題ないということですが、地質の方はどちらにしても建築する場合には調査をするわけでございます。埋立地でもあることですし、河川ということで、地質の調査が必要ではないかと思えます。

(倉本教育長)

給食センターは、届けなければならぬ施設かどうかというのがあるのです。

(岡本委員)

学校とはまた違いますね。

(倉本教育長)

一応、経過だけの報告だけですので、ご了解いただけたらと思えます。

(小松委員長)

この件は、報告事項ですので、異議ないですか。

(委員)

はい。大丈夫です。

(小松委員長)

では、次の議題に移ります。議題5、三好市教育委員会が設置する防犯カメラの管理運用に関する要綱についてです。よろしく申し上げます。

(石井主任)

生涯学習課の石井と申します。私の方で、三好市教育委員会が設置する防犯カメラの管理運用に関する要綱ということで、ご説明をさせていただきます。ご審議いただけたらと思えます。1条から読みあげさせていただいた上でご説明をさせていただきたいと思えます。

目的、第1条、この要綱は、犯罪の未然防止、犯罪に対する抑止力の向上、治安維持の促進及び安全で安心なまちづくりの推進を図るため、防犯カメラの適正な設置及び管理運

用に関し必要な事項を定め、もって市民等の権利利益を保護することを目的とする。

定義、第2条、この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1) 防犯カメラ、犯罪の予防を目的として市が設置する公共の場所に向けられた常設の映像撮影装置で、映像記録の機能を有するものをいう。(2) 画像、防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。(3) 公共の場所、道路、公園、広場等、屋外の不特定多数の者が従来、利用する場所をいう。(4) 市民等、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。(5) 管理責任者、設置した防犯カメラの管理及び運用を行う者で、別表で定めるものをいう。

適用除外、第3条、画像は、三好市情報公開条例要綱（平成18年三好市条例要綱第12号）第2条第2項及び三好市個人情報保護条例要綱（平成18年三好市条例要綱第13号）第2条第4号に規定する電磁的記録には、該当しないものとする。

管理責任者の責務、第4条、管理責任者は、防犯カメラ及び画像を適正に管理し、及び運用するために必要な措置を講じなければならない。2、管理責任者は、前項の業務を行うため、所属職員のうちから防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を指定するものとする。3、管理責任者は、取扱者に対し、この訓令の規定を遵守した取扱いを行うよう指導及び監督しなければならない。

設置場所、第5条、この要綱に定める防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

設置の表示、第6条、防犯カメラの設置に当たっては、撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の連絡先を表示しなければならない。

保管方法等、第7条、画像の保管に当たっては、施錠のできる保管庫に保管する等、紛失、盗難、散逸等の防止を図らなければならない。2、次条に定める記録をした画像の保管期間が経過した後は、速やかに当該画像を消去するものとする。

保管期間、第8条、画像の保管期間は、14日以内とし、防犯カメラごとに別表で定めるものとする。

閲覧及び運用、第9条、画像は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、市長の決裁を経て、閲覧及び運用（以下「閲覧等」という。）又は第三者へ提出することができる。

(1) 法令に基づく場合、(2) 市民等の生命、身体、権利、利益又は財産を保護するため、やむを得ないと認められる場合、(3) 犯罪行為、汚損、毀損行為が発生した場合、(4) 前号の行為の予防措置を講ずる必要性が極めて高いと認められる場合。2、前項の規定により閲覧等ができる者は、次のとおりとする。(1) 当該防犯カメラの管理責任者、(2) 画像の閲覧等の必要があると市長が認めた市職員。3、前項第2号の規定により市職員が閲覧等をする場合は、当該防犯カメラの管理責任者の立会いの下に行わなければならない。4、閲覧等を行った者は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

画像の複写及び保存、第10条、管理責任者は、前条に規定する閲覧等又は第三者へ提

供するに当たって必要がある場合に限り、第7条第1項の規定により保管されている画像を別の媒体に複製することができる。2、前項の規定により複製された画像の保管については、第7条の規定を準用する。ただし、前項の目的を達成するため、市長が必要と認めるときは、第8条に規定する保管期間を経過する保有（以下「保存」という。）することができる。

画像の廃棄、第11条、管理責任者は、保管又は保存する必要が無くなった画像については、適切な方法により速やかに廃棄しなければならない。

記録簿、第12条、第9条の規定により情報の提供、閲覧等をした場合は、その目的、提供又は閲覧等の年月日及び時刻、提供先の責任者又は閲覧等をした者の氏名及び住所、立会いをした者の氏名及び提供又は閲覧等の内容を防犯カメラ記録簿（別記様式）に記録しなければならない。

委任、第13条、この要綱の施行について必要な事項は、定める。

附則といたしまして、この訓令は、1日となっておりますが、2月くらいを目途に運用が出来たらと考えております。こちらの方で細かいところをいくつか説明させていただきたいと思っております。今回、設置を予定しております防犯カメラにつきましては、別表にありますように、池田中学校、池田小学校の正門付近に設置いたしまして、両方から挟みこむような形で通学路等を撮影する形になります。ここで言う防犯カメラといいますのは、いわゆる監視カメラのように常時画像をテレビ等に映して監視するものではなく、画像を記録するだけのものになります。理由としましては、常時監視する形となりますと映像が漏れる問題が発生しますので、記憶装置に記憶させるだけになります。何か事件事故があった場合に対して、画像を別媒体に書きだしまして閲覧をするということになります。したがって取扱責任者でありますとか、取扱者においても、画像というのは勝手に見ることはできません。市民の方の権利やプライバシーとか肖像権の問題もございまして、常時、監視されるようなことはないということを担保する意味でこのような形を取っております。

要綱の第1条は今言ったことになります。第2条（3）公共の場所ということで、道路、公園、広場等、屋外となっておりますのは、屋内施設におきましては、施設の管理責任者等が管理、防犯カメラや監視カメラをつけることができますので、いわゆる公共の道路、特に通学路は教育委員会の方で責任を持って設置管理するということでこのような書き方をしております。（5）管理責任者は、教育委員会が設置する場合については、管理責任者は教育次長を予定しております。

第3条の適用除外につきましては、常時監視するものではなく、画像を記録した場合に、例えば映っている本人が「録画した画像を見せて欲しい。」と言われた場合にも、基本的には画像を出さない。事件事故がない場合に記録した映像を本人に閲覧させる目的、意味がありませんのでこれには該当しないとしております。

次の第9条にありますように、次の各号に該当する場合のみ、市長の決裁を経て、閲覧

又は第3者へ提供することができるということで、基本的には本人に対して閲覧させるということは考えておりません。第9条ですが、法令に基づく場合という刑事訴訟法であったり、弁護士法等々の法律で情報公開を求めることができますとありますので、それに基づいて裁判所、弁護士会等を通じてあった場合については情報を出すということになります。

(2) 市民等の生命、身体、権利、利益又は財産を保護するためとありますが、例えば犯罪行為が起こったことが明確な場合でありますとか交通事故があった場合等については、記録している場合において、情報を出すというようになります。(3) 犯罪行為、汚損、毀損行為が発生した場合については、そういったことがあった場合に、この要綱を元に警察等に持っていくなどをして、捜査を行っていただくということを考えております。(4) 前号の行為の予防措置を講ずる必要性が極めて高いということで、防犯カメラ設置している近辺でいたずら行為が多発しているとかそういった場合については、こういう情報を提供するという事を考えおります。

(小松委員長)

記録機器の方はどちらに置かれるのですか。

(石井主任)

機械については、カメラ本体につながる金属製の、雨風の入らないような箱を作りまして、その中にいわゆるハードディスクレコーダーを設置する予定しております。カメラから直接つないでハードディスクに情報を記録する。何かあった場合は、媒体を使って取り出すということになります。

(小松委員長)

途中では誰も見ないと思いますが、何かあった時に壊れているということはありませんか。例えば、設置してから5年間経って、ちょっと学校で事故があったとか変な人が入ってきたので見なければいけないとなった時に壊れていたとなるとどうするのですか。

(石井主任)

一応、メンテナンスは業者さんをお願いして機械が壊れていないか、機械が壊れていると感知出来るようにしているのですが、当然ハードディスクですので、耐久期間もございますので、それについて交換等とある程度の年数から交換するという事は考えております。

(岡本委員)

防犯カメラって犯罪にすごく有効に役だっていますよね。

(倉本教育長)

第8条の画像の保管期間は、14日以内となっておりますが、何か理由があるのですか。

(石井主任)

機械的な問題が1つ。画像のデータの14日が限度で録画出来ない。

(倉本教育長)

今、言われたように何年か前の画像を見るというようなことが出てきています。

(岡本委員)

14日以内のことだったら役にたつのではないですか。

それからこの間の放火の事件ではよくわかりました。

(倉本教育長)

12月の議会で認めてもらうのは遅いですか。

(石井主任)

要綱ですので、決裁として、議会は関係ないです。

(倉本教育長)

関係ないのですよね。12月でもいけますよね。

(石井主任)

そうですね。

(倉本教育長)

平成25年2月1日が目標ですね。来月の委員会で一応見てもらうのはどうでしょうか。

(石井主任)

そうですね。市長部局の方の法令担当の方に最終の確認をしていただいて、確認ですとか他の法律との確定とか、確認がとれていないこともあると思います。

(田岡次長)

それらを踏まえて、来月正式な方向にというような動きが出来ればと思います。

(岡本委員)

今日は概要というところですね。

(田岡次長)

そうですね。内容を理解していただいております。

(小松委員長)

谷さんはその辺に詳しいと思いますが、どうでしょうか。

(田岡次長)

何か付け加えたらいいという項目がありましたらお願いします。

(小松委員長)

よろしいでしょうか。

次に、議題6、白地児童クラブについてです。説明をお願いします。

(伊原課長)

白地児童クラブの件についても現状についての報告になります。白地児童クラブは子育て支援課の管轄になります。白地小学校の児童・生徒の児童クラブは、白地公民館をお借りしており、社会教育活動の施設の中で児童クラブを運営しております。地域の中でも役割が違うので分離して欲しいという要望があったのですが、適当な場所を探すのに非常に難しい地域で、普通であれば児童クラブは各学校の小学校の空き教室を利用する形が多

いのですが、白地小学校については空き教室がない状態です。それで、適地をいろいろ探したところ、最終的に白地の幼稚園を利用したいという話があり、今、子育て支援課の方で設計を進めております。教育委員会の立場でいいますと、これは幼稚園の教育財産を市長部局の財産に転用しますので、ご承諾をいただくのですが、今日ではありません。設計が出来そうなのが1月の末ということで、まだ資料をいただけていないので、ペーパーではお見せできなかったのですが、この図は白地幼稚園です。

(谷委員)

白地幼稚園は白地小学校の前にあるのですか。

(伊原課長)

はい。小学校と道を挟んだ前にあります。この道幅も3mか4mくらいありそれほど通行量は多くないのですが、幼稚園の隣の公民館で児童クラブを運営しております。幼稚園の正面から左手側が園庭になりますが、保育室が2つあり、その横に遊戯室があります。子育て支援課からは、小さめの保育室の財産処分を教育委員会から市長部局へ持って行ってここを利用したいという話を伺っております。幼稚園と児童クラブがありますので、幼稚園の出入り口は真正面にあるのですが、園庭を通して建物の左側に出入り口を作ろうかなという話です。トイレが幼稚園にありますが、幼児用のトイレで小学生は使えませんので、保育室の隣にトイレを作ろうかという計画で今、準備を進めています。

(倉本教育長)

広げる話ではなかったですか。

(伊原課長)

広げる話は入っています。玄関、トイレ、事務室が必要になるので、ここのスペースがどのくらいになるか細かい話は聞いてないのですが、教育委員会の財産としてはこの部分を財産を処分して、園庭の運動場のところの通路を通らせてあげるということになりそうですが、増設という形で、設計の方がどういう形になるかについては今、設計中です。昨日、児童クラブの運営協議会があり、この方向については運営協議会も了承。園長の方も了承ということですが、また地元の方もかなり公民館活動の関係で入っているのですが、地元も公民館の中に児童クラブがあって、公民館活動に支障があるということですから前から希望があったのですが、いまこういう状態で協議が進んでおります。正式には教育委員会の方で財産を処分して、市長部局の方へ移したりといろいろと手続きがあるのですが、市議会に出てくる前に、市長部局から承っておりますので、白地幼稚園の一部を児童クラブ要等に変更するという事で報告をさせていただきます。

(岡本委員)

考え方としては、小学校の空き教室というような感じで、幼稚園の空き教室を利用することですね。幼稚園としては1つ保育室を使わなくても事足りるのですか。

(伊原課長)

今は、年少2人、年長2人の規模です。もう1つの保育室はかなり広いので、そこで十

分いけるというスペース部分です。

(倉本教育長)

保育室と遊戯室がありますが、保育室のところは入り口になっているところの戸を閉めれば、幼稚園の方へは入れないという状況になります。この戸だけなので、管理としては難しくありません。ただトイレが使えないので、トイレを作らなくてはならない。

(岡本委員)

この入口をふさぐということではないのですよね。

(倉本教育長)

はい。ふさぐということではありません。

(岡本委員)

やはり何かの時には、出入り口が2つあった方がいい。常には締めておいて児童クラブを独立させるということですね。

(小松委員長)

児童クラブは何人くらいいるのですか。

(田岡次長)

16名くらいと聞いています。

(小松委員長)

けっこうな人数ですね。広いところが必要ですね。

(倉本教育長)

公民館が狭くて、地元の人から公民館が使いにくいという話です。

(小松委員長)

では、けっこう広げなくてはならないのではないですか。

(倉本教育長)

ちょっと狭いので、多少広げなくてはならない。広い方の保育室だといいのですが、いろいろと問題があります。

(岡本委員)

ここはあくまで幼稚園なので、幼稚園側も職員室の前の広い保育室の方がいいですよ。

(伊原課長)

そうです。幼稚園は幼稚園でいままで使っておりますので、使い便利のいい方がいいと思います。細かいところのつめが出来ていませんが、トイレは間違いなく新設しなければならない。それから保育室を使う横にトイレを作るとしたら、この保育室の場所しかないです。児童クラブ用の事務室も必要になります。ただここは園庭がかなり広いので、横への張り出しというのは問題ありません。

(倉本教育長)

児童クラブの方は小学校の運動場を使いますので、その点は問題ない。

(岡本委員)

ここの児童クラブは、幼稚園は対象ではないのですか。小学生だけですか。

(伊原課長)

今は小学生だけです。これから、幼児が5歳児以下の部分、例えば東祖谷のように保育園が出来て幼稚園部分を兼ね備えるとか、今の状況でいいますと園児の数といえますか、就学前の子どもの数によって各地区の保育所、幼稚園、児童クラブのあり方は来年くらいから本腰の計画が始まる予定です。

(岡本委員)

いまのところは小学生だけですね。

(伊原課長)

はい。いまのところは小学生だけの予定ですが、まだきちんと来年の4月からどうなるか決まっておられません。スピードが早ければそこまでいくかもしれませんが、現在は協議中です。

(岡本委員)

辻小学校の放課後児童クラブと児童クラブというのはちょっと違うのですかね。辻の放課後児童クラブは幼稚園の子も行っていますよね。

(伊原課長)

井川地区は児童クラブで幼稚園の子どもを受け入れています。

(岡本委員)

井川町の辻の地区の児童クラブは、大変立派で綺麗ですよ。使いやすいと思いました。

(小松委員長)

グラウンドのところですか。

(岡本委員)

小学校のランチルームだったところですので、広さはあるし、いろいろな設備をしてくれて喜んでいました。

(伊原課長)

運営の方向については三好市としてどういう形で、例えば幼稚園を含めてどうするかというのはまだ決まってないです。まず児童クラブの活動拠点が、公民館の中を間借りしていた状態、それを解消して欲しいというのが従来から地元の要望です。学校の中に出来ないかということいろいろと検討はしたのですが、難しいということで、最終的にいまの幼稚園のところに移そうということで、動いています。

(倉本教育長)

怖いのは、2、3年して幼稚園の児童がいなくなった時に、これを作る必要はなかったのではないかという話なんですけどね。

(岡本委員)

ですが、ちょっとだけで、大々的な増設ではないですからね。トイレと事務所と玄関をつけるだけです、それくらいはこらえてもらいたい。

(伊原課長)

そうですね。新たに建てるのとは費用的にも全然違いますので、増設の方が安上がりです。

(倉本教育長)

新たに建てるのか論議がありました。図書室を空けてくれとかそんなことは出来ませんので、いろいろとありましたが、結局、幼稚園が一番無理がないかなと思います。

(伊原課長)

正式に方向が決まって、図面とかが出来たら、また報告させていただければと思います。

(小松委員長)

これも事前情報ということでよろしくお願いします。

その他ということで何かありますか。

では以上で定例会を終わります。お疲れ様でした。

以上